

# — 事業系廃棄物処理の手引き —

## 事業者の皆様へ

～商店・飲食店・製造業・農業等など全ての事業を営む方へ(個人事業主を含む)～

事業系ごみの減量，資源化，適正処理に努めましょう。

## はじめに

私たちの社会、経済的には大変豊かになってまいりました。

しかし、一方で日常の生活の中におけるごみの量や質は大きく変化し、ごみの排出量は増え続け、ごみの処分に大きなつげがまわってきています。

また、限りある資源の保全と自然環境への影響を抑制するためには、ごみの減量と資源化を推進していく必要があります。

「ごみは捨ててしまえばよい」というこれまでの考え方を見直して、「ごみを出さない」「リサイクルを行う」といった新しい観点からの取り組みを進めていくことが重要になってきています。

国においては、『循環型社会形成推進基本法』が制定され、その後、個別物品に応じて規制する『容器包装リサイクル法』、『家電リサイクル法』、『食品リサイクル法』、平成25年には『小型家電リサイクル法』などのリサイクル法が整備されました。

廃棄物の処理については、循環型社会形成推進基本法や各リサイクル法の趣旨に従い、環境への負荷をできる限り低減し、自然と共生する循環型社会形成の原動力となるよう、市民・事業者・行政が協働でごみの減量、資源化を推進していく必要があります。

守谷市では、平成24年度にごみの分別区分を見直し、資源化を促進することとなり、人口は毎年増加している中家庭系ごみについては、増加することなく横這い傾向になっております。しかしながら、事業系ごみについては、増加傾向にあります。

本手引きは、

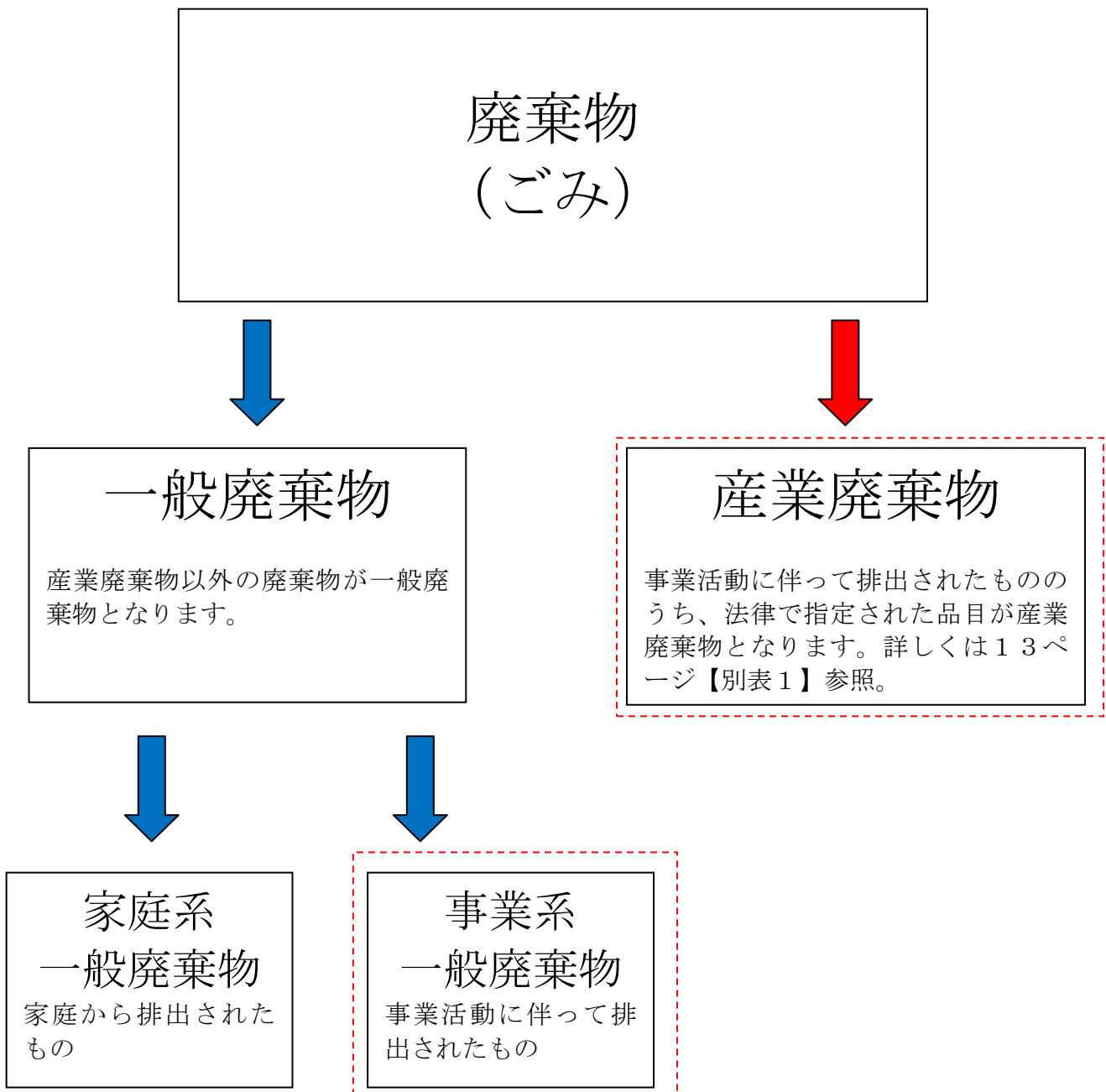
- 出さなくてもいいごみを発生させていないか (Reduce)
- まだ使えるものをごみとして出していないか (Reuse)
- リサイクルできるものをごみとして出していないか (Recycle)

3つのR「3R」を推進し、廃棄物を排出する際にご活用いただくために作成しました。

今後も引き続き3R及び廃棄物の適正な処理にご協力をお願いします。

# 1. 廃棄物の分類

廃棄物（ごみ）は、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けられ、さらに「一般廃棄物」には家庭から排出される「家庭系一般廃棄物」と、事業活動に伴って排出される「事業系一般廃棄物」があります。



**廃棄物を適正に処理するためには、まずごみの種類を知ることが大切です。**

**は、事業系ごみです。事業系ごみには、事業系一般廃棄物と産業廃棄物があります。**

## 2. 廃棄物の適正処理

### ●家庭系一般廃棄物

家庭から排出される廃棄物は、地域のごみ集積所に出すか、直接常総環境センターへ持ち込んで処理します。

### ●事業系一般廃棄物

事業活動に伴って排出されるものは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（次ページ）」において、事業者自らの責任において処理することが定められています。

そのため、自ら常総環境センターへ直接持ち込む(※)か、守谷市一般廃棄物処理業の許可を持った事業者へ依頼して処理します。

事業系一般廃棄物のごみ集積所に出すことはできません。守谷市一般廃棄物処理業の許可業者は市のホームページに掲載しています。

※事業系一般廃棄物でも一部常総環境センターで処理できないものもあります。

### ●産業廃棄物

産業廃棄物は、常総環境センターで処理することはできません。産業廃棄物処理業の許可を持った事業者へ依頼して処理します。

### ●資源物

再利用可能な新聞、段ボール、紙パック、雑誌、その他の紙、ペットボトル、缶類、空きびん、古布、小型家電などは資源物として、一般廃棄物処理業許可業者や資源回収業者へ依頼して処理します。

## 不法投棄、屋外焼却は犯罪です。

ごみを投棄したり屋外焼却をすると法律により罰せられます

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金又は両方が科されます。

### 3. 事業者の責務

事業活動に伴って排出されたものは、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。

#### 【法律より抜粋】

##### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- 第3条** 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2** 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3** 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

#### 【市条例より抜粋】

##### 守谷市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例

- 第10条** 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。
- 2** 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3** 事業者は、その事業系廃棄物を単独に、又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正にこれを処理しなければならない。
- 4** 事業者は、廃棄物の減量、適正な処理及び再利用の促進等の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

家庭からの廃棄物は市町村が責任をもって処理しますが、事業者からの廃棄物は事業者自らの責任で処理することになります。

## 4. 事業系ごみ処理の流れ

### 事業活動に伴う廃棄物の発生

商店・飲食店・製造業・農業等など全ての事業を営む方(個人事業主を含む)

#### 事業系一般廃棄物

##### 可燃ごみ

資源化できない紙くず、木くず、野菜くず、食料品くず、布・綿くず、厨芥類 ※但し産業廃棄物の業種指定のない物

##### 不燃ごみ

資源化できないガラス類、陶器、磁器、金物類、プラスチック容器類、ビニール類、小型家電品類 ※但し、事業活動を伴わず、従業員が排出する物及び産業廃棄物の業種指定のない物

##### プラスチック製容器包装

プラスチック製の「商品の入れ物」や「商品を包んでいた物」。「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に定義されたもの。※但し、事業活動を伴わず、従業員の飲食用として排出される物

##### ペットボトル

「ペットボトル」マークが付いているもの。  
※但し、事業活動を伴わず、従業員の飲食用として排出される物

##### あき缶

飲料缶、缶詰缶、スプレー缶、カセットボンベ、金属キャップなど。※但し、事業活動を伴わず、従業員の飲食用等として排出される物

##### あきビン

飲食物用ビン※但し、事業活動を伴わず、従業員の飲食用として排出される物

#### 産業廃棄物

13 ページ【別表 1】参照  
あらゆる事業活動に伴うもの

発泡スチロール、原料等の包装ビニール、プラスチック容器、農業用ビニール、化学繊維製品ハンガーなど。

**常総環境センターへの搬入は、出来ません！**

民間の処分場（中間処理施設）一般廃棄物処理業の許可を持つ業者に依頼してください。

自己運搬または、一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集依頼

**常総環境センターに搬入できます。**

事業系一般廃棄物でも一部常総環境センターで処理できない物もあります。

## 5. 事業系一般廃棄物の減量

### ●ごみ減量、資源化の方法

ごみ減量の対策として、自社が排出するごみの量や種類を把握し、リデュース（発生抑制）できるもの、リユース（再使用）できるもの、リサイクル（再生利用）できるものに整理して、ごみの減量、資源化について何ができるか検討することが重要です。また、廃棄物管理責任者を選任することで、社員のごみ減量に対する意識高揚を図り、分別の徹底や適正処理を行うことができます。

#### ◆リデュース（発生抑制）

- ・回覧・供覧・社内メールなどを活用して資料の共有化を図り、無駄な紙の使用を控えましょう。
- ・事務用品の購入にあたっては、必要性を十分考慮し、無駄な在庫を持たないようにしましょう。
- ・お茶やコーヒーなどは、マイコップを利用しましょう。紙コップなどの使い捨ての容器を使用しないようにしましょう。
- ・過剰包装を抑制し、簡易包装に努めましょう。

#### ◆リユース（再使用）

- ・ファイルなど繰り返し使用できる事務用品を使用しましょう。
- ・裏紙をメモ帳の代わりに使用しましょう。
- ・新品でなくてもよいものは、中古品や再生品等の購入に努めましょう。
- ・使用済みの封筒などは、事務連絡などに再使用しましょう。
- ・不必要な備品などは、必要とする他の部署で再使用しましょう。
- ・商品や部品などを入れる容器を繰り返し使うことができる「通い箱」など、運搬資材の省資源化、再使用を進めましょう。

#### ◆リサイクル（再生利用）

- ・複数の素材でできたものより、リサイクルしやすい単一の素材でできた製品を購入・使用しましょう。
- ・原料に再生資源を積極的に利用しましょう。
- ・できるだけ高度に分別し、質の高い資源化に努めましょう。
- ・再生品の積極的な販売を推進しましょう。

## ●主な業種の減量、資源化のポイント

### ■事務所(事務室)のポイント

#### ◆リデュース(発生抑制)

- ・事務用品に詰め替え用品を使用する。
- ・社内で不要物品交換会を実施する。
- ・お茶は紙コップなどを使わず湯飲みなどを使用する。
- ・ダイレクトメールは必要最小限とし、必要時にはEメールを積極的に活用する。
- ・資料の個人配布を見直し、できるだけ部署ごとで回覧する。

#### ◆リユース(再使用)

- ・コピー用紙は両面使用後資源回収に出すようにする。
- ・ファイルは使える限り何度も使用する。
- ・クリップやファイル、事務机などの不用品は捨てずに足りない部署へ譲るようにする。
- ・使用済み封筒は可能な限り再利用する。
- ・社内で不要品の販売や交換を実施する。

#### ◆リサイクル(再生利用)

- ・紙は種類別に分けて質の高い紙にリサイクルされるようにする。
- ・トナーカートリッジやプリンターのインクカートリッジは、メーカー回収に出すようにする。
- ・小型電池や乳酸菌飲料などメーカー回収しているものは、積極的にメーカー回収にまわすようにする。
- ・再生品を積極的に利用する。
- ・機密文書を機密文書専門のリサイクル業者へ委託する。
- ・シュレッダーくずをリサイクルする業者へ引き取ってもらう。

### ■スーパー・商店のポイント

#### ◆リデュース(発生抑制)

- ・レジ袋の配布を控え、レジ袋を受け取らない人にはサービスを行う。
- ・必要以上の包装をせず、顧客にも簡易包装を呼びかける。
- ・量り売りやバラ売りなど、容器の削減を図っていく。
- ・生ごみは水切りをしてから排出する。
- ・詰め替え商品を積極的に販売する。
- ・取引先と協力し、できるだけ梱包の削減を図る。

#### ◆リユース(再使用)

- ・取引先と協力し、商品納入の際にプラスチック製などの「通い箱」を活用する。
- ・リターナブルびん入り商品を積極的に販売し、有償でびんの回収を行う。
- ・ハンガーなどの再利用に努める。

#### ◆リサイクル(再生利用)

- ・食品トレイやびんなどリサイクル可能なものの回収ボックスを設ける。
- ・生ごみは、生ごみ処理機の活用や堆肥化等をおこなう処理業者に依頼するなど、堆肥化や家畜飼料などに利用する。
- ・メーカーの自主回収を積極的に利用する。
- ・再生品を積極的に販売する。



## ■旅館・ホテルのポイント

### ◆リデュース（発生抑制）

- ・シャンプーや石けんは使い捨てのものではなく、詰め替えできるものを使う。
- ・歯ブラシ・カミソリなど使い捨てアメニティ用品の使用自粛について利用者に理解を求めていく。
- ・ unnecessary チラシは置かないようにする。
- ・調理時に無駄な生ごみが出ないように工夫する。
- ・生ごみは水切りをしてから出す。
- ・紙製おしぼり、割り箸・紙コップなど使い捨て用品の使用を出来るだけ控える。
- ・厨房で使用する洗剤や調味料などは詰め替え可能なものを利用する。

### ◆リユース（再使用）

- ・食器類は洗って何度も使えるものを使用する。
- ・飲み物はリターナブル瓶のものを利用し、びん回収業者に引き取ってもらう。
- ・取引先と協力し、商品納入の際にプラスチック製などの「通い箱」を活用する。

### ◆リサイクル（再生利用）

- ・ごみ箱には分別品目ごとに分かりやすい表示をし、分別・リサイクルに努める。
- ・自動販売機を設置した業者に空き缶・びん・ペットボトル・紙コップなどの回収ボックスを設けてもらい、自主回収によりリサイクルをしてもう。
- ・生ごみは、生ごみ処理機の活用や堆肥化等をおこなう処理業者に依頼するなど、堆肥化や家畜飼料などに利用する。
- ・再生品を積極的に使用する。

## ■製造業のポイント

### ◆リデュース（発生抑制）

- ・詰め替え商品を作るなど、ごみの発生抑制に努める。
- ・製品は使い捨て容器よりはリターナブル容器を利用する。
- ・原料に無駄が生じないように調達する。
- ・製品が消費者の手に渡った後に、ごみとして捨てられる部分が少ないよう、また、リサイクルしやすいよう配慮する。
- ・製品が長期使用に耐えられるよう、設計段階から配慮してつくる。

### ◆リユース（再使用）

- ・取引先と協力し、商品納入の際にプラスチック製などの「通い箱」を活用する。
- ・調味料などはリターナブルびん入りのものを使い、びん回収業者に引き取ってもらう。
- ・製品の部品を在庫保管し、修理などに直ぐに対応できるようにする。

### ◆リサイクル（再生利用）

- ・段ボール等の保管場所を確保し、古紙回収業者に引き渡す。
- ・生ごみは、生ごみ処理機の活用や堆肥化等をおこなう処理業者に依頼するなど、堆肥化や家畜飼料などに利用する。
- ・自ら製造・販売し、廃棄された容器やカートリッジなどは自主回収してリサイクルする。
- ・可能な限りリサイクル品を使用する。
- ・リサイクルしやすい製品を作る。

## ■農業のポイント

### ◆リデュース（発生抑制）

- ・グリーン商品・資材を購入する。

### ◆リユース（再使用）

- ・肥料袋を土嚢にするなど再利用する。

### ◆リサイクル（再生利用）

- ・紙類、段ボール等の保管場所を確保し、古紙回収業者に引き渡す。
- ・作物残渣などを堆肥化する。もしくは堆肥化等をおこなう処理業者に引き取ってもらい、堆肥化や家畜飼料などにする。
- ・土手などの刈草を堆肥化や家畜飼料にする。
- ・バイオディーゼル燃料を導入する。

**紙類、生ごみの減量、資源化が重要なポイントとなります。**

## 6. 事業系一般廃棄物と産業廃棄物の違い

### ●産業廃棄物

産業廃棄物は、常総環境センターで処理することはできません。

### ●事業系一般廃棄物と産業廃棄物の判断方法

事業活動に伴って生じた全てのごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分かれます。

事業活動を行い13ページ【別表1】の産業廃棄物一覧に該当しなければ、事業系一般廃棄物になります。例えば、事業活動に伴って排出された「廃プラスチック類」は、業種指定がないため、すべて産業廃棄物となります。では、事業活動に伴って排出された「木くず」はどうでしょうか。木くずには業種指定があります。建設業や木製品製造業の事業者が排出した木くずは業種指定に該当するため産業廃棄物になりますが、旅館業等の事業者が排出した木くずは業種指定に該当しないため事業系一般廃棄物となります。

事業系一般廃棄物か産業廃棄物かを判断する場合は、次のページの「一廃・産廃のフローチャート」を参考に利用してみてください。

### ●常総環境センターでよく見られるもの

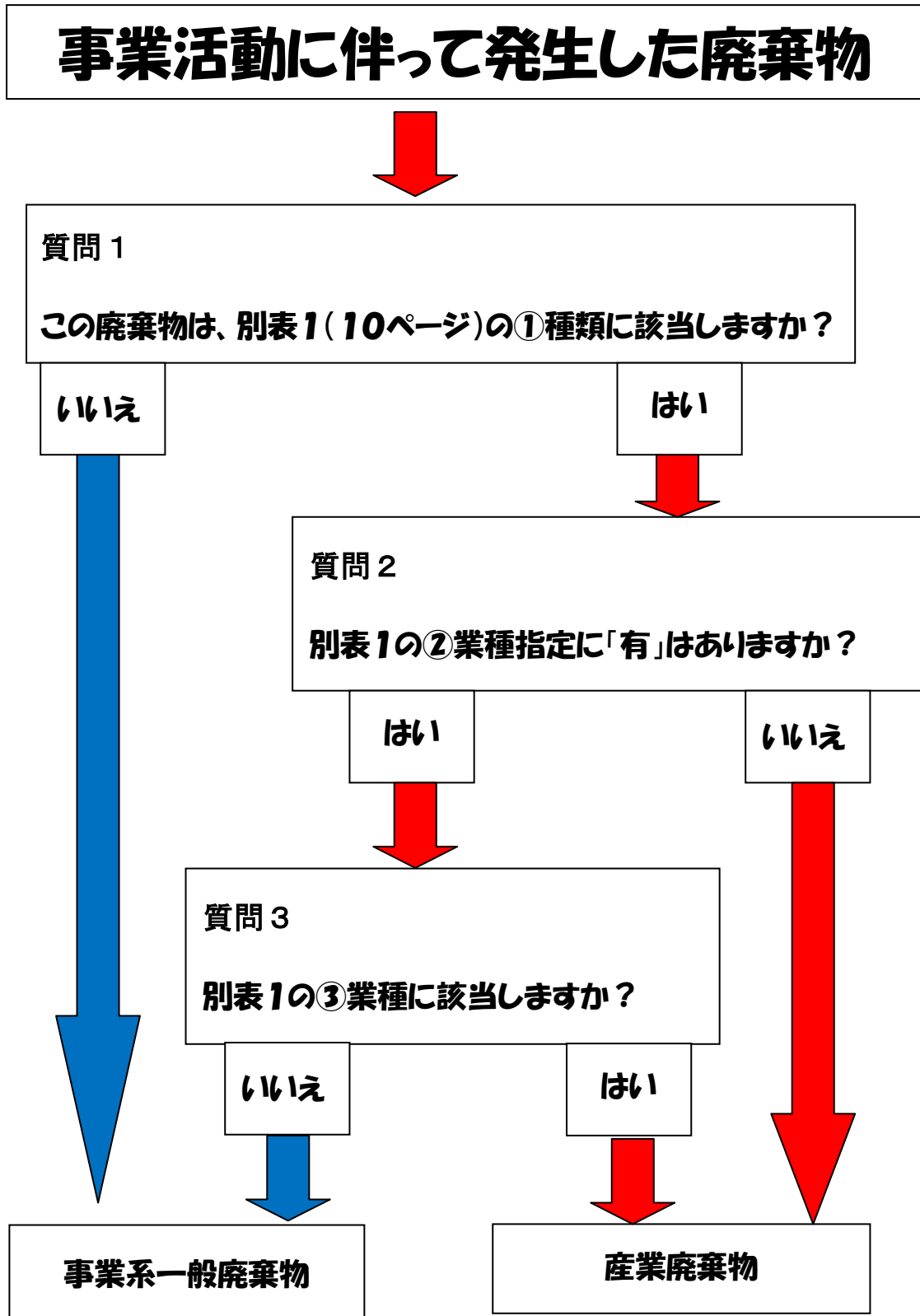
#### ●プラスチック類

- ・製品や原料を梱包していたと思われるビニール袋・ハンガー・発泡スチロール・食品トレイ

#### ●生ごみ（動植物性残渣）

- ・食品の原料や粕

## 【一廃・産廃フローチャート】



【別表 1】 産業廃棄物種類一覧

| No | ① 類                    | ②業種指定 | ③業種            | ④詳細   |
|----|------------------------|-------|----------------|---|
| 1  | 燃え殻                    |       |                | 石炭殻、焼却灰、炉清掃排出物、廃活性炭等  |
| 2  | 汚泥                     |       |                | 排水処理汚泥、メッキ汚泥、研磨かす、建設系汚泥、製造工程から出る汚泥の物等   |
| 3  | 廃油                     |       |                | 廃潤滑油、廃切削油、アルコール等の廃溶剤、廃固形石けん、廃食用油等   |
| 4  | 廃酸                     |       |                | 廃硫酸、廃塩酸、廃定着液等   |
| 5  | 廃アルカリ                  |       |                | 廃ソーダ液、廃アンモニア液、廃現像液、金属石けんの廃液、自動車の廃不凍液等   |
| 6  | 廃プラスチック類               |       |                | 廃発泡スチロール、化学繊維くず、廃プラスチック製品・容器包装、廃タイヤ等  |
| 7  | ゴムくず                   |       |                | ゴムチューブ等の天然ゴムくずに限る   |
| 8  | 金属くず                   |       |                | 空き缶、鉄くず、非鉄金属くず、廃金属製品等   |
| 9  | ガラスくず、コンクリートくず※及び陶磁器くず |       |                | 空きびん、廃ガラス製品、陶磁器くず（れんが、瓦、タイル）、廃陶器製品、廃石こうボード、廃スレート板等コンクリート二次製品製造業者の排出した不良品の U 字溝等（※コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く） |
| 10 | 鉱さい                    |       |                | 高炉、転炉、電気炉等の残さ、鋳物の型に使われた砂、不良鉱石等  |
| 11 | がれき類                   |       |                | 工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、モルタル片、アスファルトコンクリート片等  |
| 12 | ばいじん                   |       |                | 大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの（電気集じん器補集ダスト）                                     |
| 13 | 紙くず                    | 有     | 建設業            | 新築、改築、増築、除去等に伴う紙くず  |
|    |                        |       | 紙・紙加工製造業、印刷出版業 | 紙、板紙のくず等  |

|    |               |   |                      |   |
|----|---------------|---|----------------------|---|
| 14 | 木くず           | 有 | 建設業                  | 新築、改築、増築、除去等に伴う木くず  |
|    |               |   | 木材・木製品製造業、パ<br>ルプ製造業 | 木材片、おがくず、かんなくず等   |
|    |               |   | 物品賃貸業                | 不要な木製家具等  |
|    |               |   | 全業種該当                | 貨物の流通に使用した木製パレット、梱包木<br>材   |
| 15 | 繊維くず          | 有 | 建設業                  | 新築、改築、増築、除去等に伴う繊維くず   |
|    |               |   | 繊維工業（縫製を除く）          | 木綿、羊毛等の天然繊維くず   |
| 16 | 動植物性残さ        | 有 | 食料品・医薬品・香料製<br>造業等   | 豆腐製造業のおから、醸造かす等   |
| 17 | 動物系固形不要物      | 有 | と畜場、食鳥処理場            | 牛、豚、食鳥等の不可食部分等の不要物  |
| 18 | 動物のふん尿        | 有 | 畜産農業、畜産類似業           | 牛、馬、豚、にわとり等のふん尿   |
| 19 | 動物の死体         | 有 | 畜産農業、畜産類似業           | 牛、馬、豚、にわとり等の死体  |
| 20 | 政令第13号廃棄<br>物 |   |                      | 上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分する<br>ために処理したものであって、これらに該当<br>しないもの（コンクリートの固形化物等） |
| 21 | 輸入された廃棄物      |   |                      | 上記1～20、船舶・航空機の乗組員等の生<br>活ごみ及び入国者が携帯した生活ごみを除く                        |